

## 厚生労働科学研究における利益相反に関する検討委員会の設置について

### 1. 設置目的

厚生労働科学研究について、その信頼性を確保すべく、個別企業との関わりについて（いわゆる利益相反問題）、いかに対応すべきかを検討するために、「厚生労働科学研究における利益相反に関する検討委員会」を設置する。

### 2. 検討事項

研究者の外部資金等の状況、現在実施されている関連するガイドライン（「臨床研究に関する倫理指針」等）の各研究機関等における運用、他府省や海外の利益相反に関するガイドラインなどを踏まえ、厚生労働科学研究における利益相反に関する今後の対応について検討する。

### 3. 委員会の位置づけ

厚生労働科学審議会科学技術部会の下に置く。

### 4. 委員会の構成

委員会の委員は別紙のとおりとする。なお、必要に応じて参考人を招致することができる。

### 5. 委員会の取扱い

審議会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。非公開とした部分については、議事要旨を作成し、これを公開することとする。

### 6. 委員会の庶務

委員会の事務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において処理する。